## 2. 法制度から考える検像

中安 一幸 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室主查/ 東北大学大学院医学系研究科客員准教授

近年のモダリティに関する技術の進化 は目覚ましく、一度の撮影によるCTの 多スライス化や MRI の高分解能化を可 能にした。このような医療技術の進展は、 患者の立場からすれば、以前の検査では 見つけられなかったかもしれない病変部 が発見できるかもしれないなど望ましい かぎりのことである。かつ、 モダリティ の開発にあたっては、検査時の患者の 身体的・心理的負担 (例えば、撮影の ために不自然な体位を保持することや. 一定時間. 息を止めねばならないなど) の低減化や低侵襲化に向けても目覚ま しい進歩が見られ、画像検査に対する 抵抗感が少しでも軽減されるようさまざ まな提案がなされているところである。 治療成績を向上させ、質の高い医療が 国民に対して安全かつ効率的に提供さ れることと併せて. 後で活用可能な形式 で画像情報を保持するかぎりにおいては、 将来に向けて医学研究等にも貴重な資 料を残していけることとなれば、このよ うな技術の進歩は社会全体の利益であ ると言っても決して過言でない。

そうすると今後,(もちろん医学的に 多方面から見て望ましくない場合や,経 営判断の観点から診療報酬上の制約な どを受ける場合があるとしても)1回の 検査で得られる画像が飛躍的に増加す ること,画像検査の頻度が上がることは 当然のことであろう。



ところで、患者がなぜ医療機関を訪れるのかと言えば、主に治療であろうが、 そのほかには健康の維持・増進、健康 上の不安を取り除くといったことなどを 望んでいるからである。いかに重要性が 増したとは言え、画像であれ生理機能の 測定であれ、また組織や体液等の検体 のいかんを問わず、検査というものは、 治療の前提となる診断を形成する上で判 断の一助をなすためのものであり、多く の場合、目的そのものではないと言えよう。 正確な判断を下すにあたって、そのため の材料が多いに越したことはないとは言 え、最近の傾向としては「多過ぎる」と いうことも聞かれるようになった。

もちろん近年のネットワークやPACS の進化に見られるように、診断医にかか るこのような負荷を軽減するための工夫 がなされてきており、情報量が増えたこ とによる伝送の遅延を防ぐことについて は、一部は十分に奏功しているようであ る。しかし、それでもモダリティからお びただしい画像が出力されるのが当然の ようになってくると、画像検査をオーダ した医師が、限られた時間の中でそれら の画像を読み適切な診断を下すことが要 求される上では、フィルムレス化が進み それが急激に高性能化することにより、 多過ぎるという新たな問題に直面するこ とになった。

多過ぎるということの問題点について, 大きく言えば次の2点が挙げられる。

① とにかく, 画像を読むのに時間をとられる。

診断のためだけに限って言えば、そのために必要最小限の材料であるに越したことはなく、多くの医療機関で実際の診療のフローに照らして考えるかぎりにおいて、撮影された画像のすべてにわたって目を通すことはなかなかに難しいと思

われる。上記のように最新の技術によれば、相当な負荷軽減を可能にしてきているとは言っても、撮影→伝送→蓄積→ 読影→診断まで一貫して最適なシステム 化がなされていないと、そのような効果が十分に発揮できないことも考えられる。

そして、経営上の問題等からして、あまねく医療機関でそのような最適なシステム環境が構築されて十分に医師の負荷が軽減されている、または近々構築されると考えるのには少々無理がある。

② 一方で、すべての画像を読んでそこに不都合がないことを確認しなければ、後で画像があったにもかかわらず、それを「見ていなかった(看過した) 責任 | を問われることを恐れる。

本来,診療契約というものが"請負契約"のような結果責任を問われるべきものでない(と一般的に解される)ため,通常の診療に求められる注意義務を果たしていたとみなされる場合には、そこまでの追及はないと考えてもよいかもしれない。

しかしその場合、果たして"通常の診療に求められている注意義務"とは何なのだということになる。そもそも診療契約という言葉をめぐっては、消費者契約法(2000年5月12日:法律第61号)制定時には、これを"請負契約"と見るか、"委任契約(法律行為でないものは準委任という)"と見るかという議論が起きたことがあった。

簡単に言えば、契約というかぎり、いずれにしても発注者は代金を支払う義務を負うものであるが、前者(請負契約)では結果に対して債務が発生していると